

令和3年 第14回

八千代市選挙管理委員会会議録

開催日：令和3年6月1日（火）

午前10時00分から

場 所：八千代市役所別館2階第1会議室

八千代市選挙管理委員会

令和3年 第14回 八千代市選挙管理委員会

1 開会時刻	午前10時00分	
2 開催場所	八千代市役所別館2階第1会議室	
3 出席委員	委員長 周郷文雄	委員長職務代理者 廣川実
	委員 江野澤眞利子	委員 木村恵子
4 出席書記	局長 高宮修	次長 笠川浩伸
	主査 澁谷悠太	
5 会議の議案	<p>議案</p> <p>第1号 選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表の方法を定めることについて</p> <p>第2号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて</p> <p>第3号 選挙人名簿から抹消することについて</p> <p>第4号 直接請求に必要な選挙人の数について</p> <p>第5号 在外選挙人名簿に登録する者等を定めることについて</p>	
6 閉会時刻	午前10時30分	
7 公開又は非公開	公開	
8 傍聴人数	0名	

発言者	発 言 要 旨
周郷委員長	<p>定刻となりましたので、始めさせていただきます。 ただいまの出席委員は全員であります。 定足数に達しておりますので、本日招集されました令和3年第14回八千代市選挙管理委員会は成立しました。 これより会議を開きます。 議案の審議に先立ち会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、八千代市選挙管理委員会規程第10条第2項の規定により、木村委員を指名します。 それでは、議案第1号「選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表の方法を定めることについて」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第1号「選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表の方法を定めることについて」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第2項の規定により、令和3年5月23日執行の八千代市長選挙及びこれと同時に八千代市議会議員補欠選挙に関する同法第189条の規定による報告書の要旨の公表は、市役所及び各支所・連絡所の掲示場に告示してこれを行う。 令和3年6月1日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。 公職選挙法第192条第1項の規定により、収支報告書を受理したときは、その要旨を公表しなければならないとされております。 また、同条第2項の規定により、公表は、あらかじめ告示をもって定めた周知させやすい方法により行うとされていることから、市役所及び各支所・連絡所の掲示場に告示する方法で行いたいとするものです。 以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第1号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第1号「選挙運動に関する収入及び支出</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>の報告書の要旨の公表の方法を定めることについて」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第2号「選挙人名簿に登録する者を定めることについて」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第2号「選挙人名簿に登録する者を定めることについて」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により、選挙人名簿に登録する者を次のとおり定める。</p> <p>令和3年6月1日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第22条第1項の規定により、定時登録では、登録月の1日現在により選挙人名簿に登録される資格を有する者を、同日に登録しなければならないとされております。</p> <p>つきましては、令和3年6月1日現在、選挙人名簿に登録される資格を有する者を本日付けで登録するものです。</p> <p>なお、今回の登録要件は、「選挙人名簿登録者数」の表の新規登録者数欄に記載のとおり、年齢要件は平成15年5月25日から平成15年6月2日までに生まれた者、住所要件は令和3年2月16日から令和3年3月1日までに転入の届出をした者で、いずれも引き続き3か月以上、本市の住民基本台帳に記録された者であり、新規登録者数は、年齢到達者44人、転入者334人、合計378人となります。</p> <p>これから、新規登録者の名簿をご覧いただきますので、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第2号について質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>

発言者	発 言 要 旨
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第2号「選挙人名簿に登録する者を定めることについて」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第3号「選挙人名簿から抹消することについて」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第3号「選挙人名簿から抹消することについて」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、選挙人名簿から抹消する者を次のとおり定める。 令和3年6月1日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。 公職選挙法第28条の規定により、今回の抹消者は、「選挙人名簿登録者数」の表に記載のとおり、同条第1号事由である死亡による抹消者数が14人、同条第2号事由である転出後4か月経過による転出抹消者数が142人であり、合計の人数は156人となります。 これから、抹消者の名簿をご覧いただきますので、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第3号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第3号「選挙人名簿から抹消することについて」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>

発言者	発 言 要 旨
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第4号「直接請求に必要な選挙人の数について」を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第4号「直接請求に必要な選挙人の数について」地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項（条例の制定及び改廃の請求）及び第75条第1項（監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項（合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）の規定による選挙権を有する者の50分の1の数、地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第80条第1項（議員の解職の請求）、第81条第1項（長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併協議会設置協議についての選挙人の投票の請求）及び第5条第15項（同一請求に基づく合併協議会設置協議についての選挙人の投票の請求）の規定による選挙権を有する者の6分の1の数は、それぞれ次のとおりである。</p> <p>令和3年6月1日提出 八千代市選挙管理委員会委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の50分の1の数 3, 314人</p> <p>2 地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の3分の1の数 55, 234人</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>3 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の6分の1の数</p> <p style="text-align: right;">27,617人</p> <p>本議案は、今回の「選挙人名簿登録者数」に基づき、議案の各法律で定められている直接請求に必要な選挙人の数を定めるものであり、告示をすることになります。</p> <p>なお、「選挙人名簿登録者数」165,702人をそれぞれ等分して、少数点以下が生じた場合は、切り上げることとなっております。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	これより、議案第4号について質疑を行います。質疑ございませんか。
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第4号「直接請求に必要な選挙人の数について」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第5号「在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて」を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第5号「在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の6第1項の規定により、在外選挙人名簿に登録する者を次のとおり定める。</p> <p>令和3年6月1日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄</p> <p>以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第30条の4の規定により、在外選挙人名簿の被登録資格は、年齢満18歳以上の日本国民で、その者</p>

発言者	発言要旨
	<p>の住所を管轄する領事官の管轄区域内に引き続き3か月以上住所を有するものとされております。</p> <p>つきましては、申請者の被登録資格について調査し、本籍地の市町村に確認したところ、在外選挙人名簿に登録される資格を有するものと認められますので、議案のとおり2名の方を登録するものです。</p> <p>これより、登録申請書、意見書等の関係書類をお回しいたしますので、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第5号について質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
各委員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第5号「在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>以上で、本日会議に付議された案件の審議はすべて終了いたします。</p>
周郷委員長	<p>事務局から連絡事項等がありましたらお願いいたします。</p>
局長	<p>連絡事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 次回の委員会の開催日程について
周郷委員長	<p>これをもちまして、令和3年第14回八千代市選挙管理委員会を閉会いたします。</p>